

## (別記) 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1項 甲又は乙は、この協定による業務の処理にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2項 甲又は乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (適正管理)

第3項 甲又は乙は、この協定による業務処理のために取り扱う個人情報について、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (収集の制限)

第4項 甲又は乙は、この協定による業務の処理のために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

### (従事者の監督)

第5項 甲又は乙は、この協定による業務に従事する者（以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該協定による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して、罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、甲又は乙は、この協定による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要且つ適切な監督を行わなければならない。

(資料等の運搬)

第6項 甲又は乙は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料から離れないこと、電磁的記録の資料は暗号化など個人情報の漏洩防止対策を十分に講じた上で運搬すること、その他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7項 甲又は乙は、相手側の指示がある場合を除き、この協定による業務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(実施調査等)

第8項 甲又は乙は、この協定による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるとき、実地に調査し、相手方に対して必要な資料の提供を求め、又は必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告)

第9項 甲又は乙は、個人情報の漏洩、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに相手方に報告し、相手方の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第10項 甲又は乙は、その責めに帰すべき事由により、この協定による業務の処理に関し、相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11項 本協定に定めのない事項、運用上の疑義、問題は別途協議の上、対応を定める。